

別添 14 (7-119 関係)

ワンマンバスの構造要件

1. 適用範囲

この構造要件は、乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させないで運行することを目的としたものに適用する。

2. 用語の定義

この構造要件における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 「ワンマンバス」とは、乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させないで運行することを目的としたものをいう。
- (2) 「ホイールベース」とは、最遠軸距をいう。
- (3) 「リヤ・オーバー・ハング」とは、最後部の車軸中心から車体後面までの部分をいう。
- (4) 「前扉」とは、乗降口の前縁が運転者席の座席（前後に調整できるものにあつては、中間位置に調整したもの）の前縁から奥行き方向に 200mm の位置を通る鉛直面より前方にあり、運転者が運転者席において直接に扉の開閉の状態を確認できる位置に備えた乗降口の扉をいう。
- (5) 「後扉」とは、ホイールベース間又はリヤ・オーバー・ハングの側面に備えた乗降口の扉をいう。
- (6) 「自動式」とは、運転者が運転者席において操作できる構造をいう。
- (7) 「階段等」とは、踏段又は階段をいう。
- (8) 「モニター装置」とは、カメラ及び画像表示装置により構成される装置をいう。

この場合において、運転者が運転者席においてカメラ又は画像表示装置を操作することにより運転者が確認しようとしている範囲を表示することができるものは、3. に規定する要件に適合するモニター装置とする。

3. 構造要件

3.1. 乗降口扉

- (1) 前扉には、車外が見通せるように窓を備えること。
- (2) 路線を定めて定期的に運行する乗車定員 30 人以上のワンマンバスのホイールベース間に備える後扉は、有効幅が 800mm 以上であること。

3.2. 乗降口の扉の開閉装置等

乗降口の扉の開閉装置は、次の構造を有するものであること。

- (1) 乗降口の扉の開閉は、自動式であること。
- (2) 後扉には、扉附近に開閉の予告ブザーその他の装置を備えること。
- (3) 乗降口の扉（前扉を除く。）を閉じた後でなければ走行装置に動力を伝達することができない構造であること。

ただし、上記の構造の解除装置を備えた場合にあつては、当該解除装置が運転者席において容易に操作できないものであること。

- (4) 乗降口の扉（前扉を除く。）の開閉状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えること。
- (5) 路線を定めて定期的に運行するワンマンバスに備える乗降口（後扉に限る。）には、旅客の挟み込みを防止する安全装置を備えること。

3.3. 扉非常開放装置

- (1) 自動式の扉には、扉附近の車内外から手動で開放することができる扉非常開放装置を備えること。
- (2) 自動式の扉には、非常の際に旅客が扉を開放するための開放方法を表示すること。

3.4. 客室の安全確認装置

運転者が運転者席において客室内の旅客の状況を確認することができる（1）又は（2）に掲げる後写鏡を車室の前部窓上部附近に又はモニター装置を運転者席附近に備えること。

- (1) ワンマンバスに備える平面鏡は、有効寸法 130mm 以上×280mm 以上であること。

ただし、路線を定めて定期的に運行する乗車定員 30 人以上のワンマンバス以外のワンマンバスにあつては、有効寸法約 90mm 以上×200mm 以上とすることができる。

- (2) 凸面鏡にあつては、有効寸法 155mm 以上×300mm 以上、曲率半径 1000mm 以上であること。

3.5. 後扉附近の旅客を確認する装置

路線を定めて定期的に運行するワンマンバスの後扉には、後扉附近の旅客を運転者が運転者席において確認できるように、(1)に掲げる直接確認方式の装置及び(2)に掲げる間接確認方式の装置を備えること。

(1) 直接確認方式の装置

① 前部左窓上部附近の車室に有効寸法 130mm 以上×280mm 以上の平面鏡の後写鏡を、後扉上部の車室に有効寸法約 280mmφ、曲率半径 1000mm 以上の凸面鏡の後写鏡をそれぞれ備えること。

ただし、後写鏡に替えて後扉附近の旅客を確認することができるモニター装置を運転者席附近に備えることができる。

② 乗降口（後扉に限る。）の天井に、20W（乗車定員 29 人以下のワンマンバスにあっては 10W）以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。

(2) 間接確認方式の装置

① 乗降口（後扉に限る。）は、次に掲げる場合に扉が開閉できない構造であること。

ア 階段を有する乗降口（後扉に限る。）であって、階段上に旅客がいる場合

イ 階段を有しない乗降口（後扉に限る。）であって、扉がスライド式（車枠若しくは車体に格納され又は車外に開放されるものに限る。）のときは、閉扉時における扉の内側から少なくとも奥行 120mm における範囲の床面上に旅客がいる場合

ウ 階段を有しない乗降口（後扉に限る。）であって、扉が折り畳み式のときは、乗降口（後扉に限る。）の出入口附近から扉を折り畳んだ状態における奥行方向における扉の最外縁までの範囲の床面上に旅客がいる場合

② 後扉の開閉機構は、速度が 5km/h を超えた状態において作動しないこと。

3.6. 後扉附近以外の階段等附近の旅客を確認する装置

細目告示別添 92「2 階建バスの構造要件」第 2 項に定める通路、客室を相互に連絡する通路及び乗降口から客室に至る通路に階段等を有する場合にあっては、運転者席附近には、当該階段等の旅客の状況を確認するため、3.5. (1) ①に規定する後写鏡又はモニター装置を備えること。

ただし、運転者が当該階段等の状況を直接に又は 3.5. (1) の直接確認方式の装置により確認できるワンマンバスにあってはこの限りでない。

3.7. 車外安全確認装置

(1) 路線を定めて定期的に運行するワンマンバスには、乗降口附近及び車両の左外側線上の状況を運転者が確認できる有効寸法 300mm 以上×143mm 以上、曲率半径 1000mm 以上の凸面鏡の後写鏡又はモニター装置を備えること。

(2) 路線を定めて定期的に運行するワンマンバスの乗降口（後扉に限る。）の外側上部には、開扉と同時に点灯し、閉扉後 4 秒以上遅延して消灯する 20W（乗車定員 29 人以下のワンマンバスにあっては 10W）以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。

3.8. 放送装置等

路線を定めて定期的に運行する乗車定員 30 人以上のワンマンバスには、運転者が運転者席において旅客に放送することができる装置（放送する場合にマイクロホンを手保持する必要のないものに限る。）を備えること。

3.9. 旅客降車合図用ブザー等

路線を定めて定期的に運行するワンマンバスの客室には、旅客が降車する際に容易にその旨を運転者に通報するための降車合図用ブザー又は単打ベルを備え、その押しボタンを旅客の手近な位置に備えること。

3.10. 後輪巻込防止装置

ホイールベース間に乗降口を備える場合には、後輪巻込防止装置を備えること。

この場合において、後輪巻込防止装置は、空車状態における下縁の取付け高さが地上 300mm 以下となるように取付けられていること。

ただし、自動車本来の構造物その他により、後輪巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造のワンマンバスにあっては、この限りでない。